森町児童館
緊急時対応マニュアル

令和７年２月

森町児童館

目次

◆はじめに　・・・

はじめに

本マニュアルは、児童館における利用者の安全を第一とし、事故等の発生を未然に防ぐと共に、いつ発生するかわからない事故・災害等の緊急時に、本マニュアルに基づいて、的確に判断し、迅速に行動することで、事故・災害等の防止や被害拡大防止に資するものである。

職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、自らの役割を認識し、適切に行動できるよう努めなければならない。

第１章　目的

１　災害・事故・不審者の侵入などを想定し、職員の危機管理への意識を高める。

２　利用者の安全を第一とし、点検・整備・訓練といった日常の備えや事故防止に努める。

３　利用者の安全を第一とした、実際に事が起きたときの職員の迅速かつ適正な責務を確認する。

第２章　災害への備え

１　児童館職員の備え

（１）児童館職員は、館内の整備に努め、災害発生時の利用者の安全及び避難に備える。

①　家具（備品）の転倒、物品の転落の防止

②　避難路の確保と障害となる備品の撤去

③　避難経路図の作成と掲示

④　非常誘導灯の点灯確認

⑤　森町保健福祉センター内児童館付近の消火器の位置と使用方法の確認

⑥　施設内の非常用設備の位置と用途の確認

⑦　器具使用後のガスの元栓が締まっているかの確認

⑧　ガス器具、高電圧家電機器（冷暖房機等）の使用方法の確認、日常的な点検

⑨　可燃物（木材、食用油、シンナー類等）の管理の徹底

⑩　当日の利用者及び利用状況の把握(誰がどこで何をしているかの把握)

⑪　救急用具の整理整頓（箱の中まで日常的に点検すること）

（２）児童館職員は、「森町地域防災計画」（以下、地域防災計画）により、災害に関する児童館の地域特性や、災害発生時の役割等を普段から理解しておくこと。

なお、森町健康こども課職員は、災害が発生した場合、速やかに関係する

施設の被害状況の把握、安全の確保等を行うことが地域防災計画で定められている。

2　訓練

消防計画に基づいた訓練を、森町保健福祉センター防火管理者を中心に実施されるため、訓練の要請に応じて必ず協力すること。

（1）想定される訓練は以下のとおり。

①　避難訓練

②　消火訓練

③　通報訓練

④　救護訓練

（2）自主訓練は毎月1回行うこととする。

（3）訓練実施にあたっては、必要に応じて関係機関に訓練計画を提出する。

（4）訓練にあたって職員は、事前打合せ及び事後の反省を必ず行う。

第3章　事故

1　事故の定義

以下の「事故」とは、開館中及び事業実施中に起こりうる、利用者の怪我につながるすべてとする。

2　事故防止対策

（1）危険物の排除・整備

①　遊具、設備機器・備品等の常時点検。危険箇所の修繕、危険物の除去。

②　館内床の危険物の早期発見・除去による乳幼児の誤飲、利用者の踏みぬき防止。

③　工具類（のこぎり、きり、包丁等）の安全な保管場所の確保。

（2）物品の管理・整備

①　工具類、調理道具は管理を徹底する。また、のこぎり、きり、包丁等危険な物は施錠できる保管庫、あるいは事務室で管理する。

②　人体に有害な薬品や塗料類（シンナー系など）も同様に管理する。

③　遊具は毎日安全確認を行い、危険箇所がある場合は使用禁止にして修繕する。

④　設備機器、備品、その他物品の正しい使用方法を熟知する。

（3）業務中の留意事項

①　危険な遊びや行動をしないよう呼びかけ、掲示等で注意を促す。

②　館内を頻繁に回り、児童の様子や遊びの内容を把握する。

③　町内及び近隣の医療機関一覧を常備する。

④　児童館外での活動等において、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、こどもの乗車及び降車の際に、視認に加え点呼等で確実にこどもの所在を確認する。

⑤　児童館利用や児童館外での活動に参加するこどもに対し、交通事故に注意するよう呼びかけを行う。

⑥　こどもの間でいじめや性被害等の関係が生じないよう見守ると共に、万が一そのような問題が生じた場合には、早期対応に努め、職員が協力して適切に対応する。

（４）意識と技術の向上

①　職員一人一人が、高い危機管理の意識を持ち、互いに連携しあう。

②　小さな事故が続く時は、原因を究明し、大きな事故につなげない。（ヒヤリハットを意識）

③　救急用具の管理を日常的に行う。

④　応急手当の知識と技術を習得する。

⑤　救急法などの講習会に参加する。

３　事故発生時の対応

（１）事故の現場にいた職員、また、発生を知った職員は応急手当を行う。

①　どこに痛みがあるかを確認する。

②　頭を打った場合は、本人が痛がっていなくても、無理に動かさずその場で様子を見る。他の場所に打撲が見られる場合も、慎重に対応する。

③　出血がある場合は、その場で止血を試みる。

（２）他のこどもへの配慮

①　騒がせない。動揺させない。落ち着かせる。

②　怪我をした本人が話せない場合は、他のこどもに事情を聞く。

③　ガラスが割れた場合は、他のこどもを割れたガラスに注意しながら遠ざけ、近くに寄って来させないようにする。

④　床等に血液が付着している場合は、他者が触れないようにする。

４　通報・連絡

児童が怪我をした場合、状況によっては救急車を職員の判断で呼ぶこととなるが、決断をためらわないこと。

判断の後、①保護者への連絡、②森町社会福祉協議会及び森町健康こども課への報告、の順番が原則であるが、臨機応変に対応する。なお、基本的に職員が児童を病院に連れて行くことはしない。

（１）救急車を要請する場合

①　救急車の出動を要請する場合は、慌てずに１１９番へ（オペレーターの問いに簡潔に応える）。

②　救急車が来るまでの間は、側に誰か必ず付き、待つ間はあまり過度な処置はしない。

（２）保護者への連絡

①　保護者に電話連絡を入れ、怪我の状況や児童本人の状態を正確に伝える。

②　救急車を要請していた場合には、保護者がすぐ児童館へ来館できるかどうかを確認する。来館できない場合には、救急車の搬送先を同乗する職員が確認し、保護者へ連絡する。

③　救急車を要請しない場合は、怪我の程度によって、念のため医療機関を受診させるよう勧める。

④　児童本人を自力で帰宅させるか、保護者等が迎えに来るか、については、連絡した際に保護者と相談する。

５　保護者への配慮

（１）保護者が医師の診察を選択した場合は、児童館で加入している保険について明瞭かつ丁寧に説明する。

（２）受診の有無にかかわらず、職員は翌日保護者と連絡を取り、容態を伺う。受診した医療機関、怪我の箇所、状況、今後の診療予定等、必要事項を聞いて忘れずに記録する。

（３）その後、別途対応が必要なときは、森町社会福祉協議会及び森町健康こども課と相談し対応する。

６　再発防止に向けて

（１）事故報告書は、早急に作成する。事故の発生に至る経過や原因を詳細に記録する。

（２）職員間で事故内容を分析、考察し、事故の再発防止に努める。

（３）遊具等に不備があれば、使用停止、修繕等の処置を行う。

第４章　火災及び地震発生時の対応

１　児童館職員の心得

（１）利用者の安全かつ速やかな避難を第一とする。

（２）職員は決して慌てずに、行動を起こす。

（３）役割分担は消防計画のとおりに、施設ごとの組織表に基づき行動するが、当日の勤務、火災の発生場所等で臨機応変に対応できるようにする。

２　児童館職員の行動（通報から避難まで）

（１）火災発生（地震時の２次災害を含む）の対処

①　火災報知機の作動時、及び発見者からの通報の場合は同様に、火災場所を特定し、大声（拡声器）で火災の発生を館内に周知させ、避難の誘導を開始する。併せて、森町保健福祉センター管理者に通報し、放送機器を使用して火災の発生と避難の呼びかけの放送を依頼する。

②　発生場所近くの職員は､慌てず迅速に直近の消火器を用い初期消火を試みるが、消火が困難と判断したら迷わず、避難誘導に回る。

③　消防機関等への通報は、慌てずに簡潔に行う。

（２）大地震（震度５強以上の地震）が起きた時の対処

①　館内・館外の利用者に対して、慌てずに窓や壁から離れるように、大声（拡声器）で呼びかける。

②　場合によっては外へ避難せず動かない方が良い場合もあるので、利用者が慌てず、落ち着いて職員の指示に従えるよう誘導する。

③　避難時、館内を移動する場合は、できるだけ室内・廊下の中心を歩かせ、落下物等に注意する。

④　電気のコンセントはできるだけ抜く。

（３）避難誘導について

①　避難は職員が利用者を先導し、慌てず迅速に、まず館外への誘導を行う。

②　避難時については、次のことに留意する。

ア　館内（各階ごと）からの完全避難。

イ　必要物品（非常持出袋、当日の来館者受付名簿等）の搬出。

③　避難路に煙が漂う場合は、服・ハンカチ等で口を覆い、できるだけ頭を低く歩くよう指示する。

④　館外へ避難したら、周囲の状況に注意（地震の場合には、地面の状況・ブロック塀・木・電柱等）し、安全な場所へ一旦待機させる。

⑤　館内に最後に残った職員は大声（拡声器）を出し、各部屋に誰もいないことを確認し、責任者へ報告を行う。

⑥　直ちに点呼をし、利用者全員の安全を確認する。

⑦　避難時に怪我人が出た場合は、慎重に搬出し、怪我の箇所・度合いを確認する。

⑧　地震により児童館を閉館して避難する場合は、一時避難場所又は広域避難場所へ避難誘導する。

（４）搬出品について

①　搬出品は、非常持出袋、当日の来館者受付名簿等、必要最低限度にとどめる。

② 避難時に慌てないように、搬出品はできるだけ近くにまとめて配置しておく。

（５）広報活動について

児童館を閉館して避難する際は、災害用伝言ダイヤル（１７１）に「児童館の閉館と避難先に関するメッセージ」を登録する。なお、安全上、児童館においてメッセージ登録を行うことができない場合は、一時避難場所等への避難完了後、避難先から速やかにメッセージ登録をすること。

３ 避難場所

森町総合体育館

※ なお、避難経路の状況によって避難場所を変更する場合は、地域防災計画を参考に迅速に判断し、その旨を災害用伝言ダイヤル等で周知すること。また、避難により安全が確保された後は、速やかに森町社会福祉協議会及び森町健康こども課へ報告すること。

４ 避難後の対応

避難後については、避難場所での待機、児童館への帰館など、災害やその被害の状況によってその後の行動は分かれる。以下についての明記は、利用者全員の安全の確保と同様、小学生以上の来館児童の保護については、保護者への引き渡しまで、児童館に責任があることを前提としている。

（１）利用者の安全確認と報告

① 避難終了後、避難場所では、周囲の状況確認など、利用者の安全確保に努める。

② 小学生以上のこどもについては、来館者受付名簿をもとに氏名・学校・学年・連絡先を確認する。なお、周囲や本人の安全が確認されても勝手に帰さず、職員が状況を把握する。特に、震災時においては、原則、保護者への直接の引き渡しとする。

③ 災害の状況によっては、保護者との連絡がとれない場合があるので、児童の不安に対するケアには慎重に、且つ最善を尽くす。

④ 乳幼児を連れた保護者に対しても、周囲の状況がつかめるまで避難場所にとどまるよう呼び掛ける。

⑤ 災害の内容と状況、利用者の人数、内訳（大人・こども等）・怪我人の有無等を森町社会福祉協議会及び森町健康こども課に報告をする。報告は簡潔明瞭に行う。

（２）館内へ戻れる場合の対応（火災・大地震を除く）

① 安全が確認でき、避難場所から施設内に戻れる場合は、まず職員のみが立ち入り、業務の継続が可能かどうかも含め、館内の状況を確認する。

その際、避難場所に職員１名は残り、待機させている利用者の安全確保に努める。

② 館内の状況を確認後、森町社会福祉協議会及び森町健康こども課へ状況を報告する。その後の業務の継続等について、森町社会福祉協議会及び森町健康こども課の指示を仰ぐ。

（３）その他

震災時にあっては、予期せぬことも多いので、職員同士または関係者と連携をとりながら、冷静に且つ臨機応変に事態の収拾に努める。また、ラジオ等で外部からの情報を得ること。

なお、大地震などで学校に避難した場合、地域防災計画に従い、避難場所に町指定要員による初動期避難所が開設される場合が想定されるが、その場合は当該の学校職員と共に町指定要員の初動期避難所（体育館等を予定）開設に協力し、保護者の引き取りまでの間、利用者の安全を確保できる環境整備にも尽力すること。

５ 警報発令時の対応

（１）南海トラフ地震等、地震に関する情報が発表された場合

① 開館時間（午前９時）の時点で、調査中または巨大地震注意が発表されている場合は、地震の備えを確認しながら開館する。

② 巨大地震警戒が発表されている場合は、「臨時休館」とする。

第５章 悪天候への対応

１ 悪天候の種類

（１）台風

（２）雷雨

（３）降雪及び積雪

２ 天候についての情報収集

（１）職員は常日頃、当日及び週間の天気予報を確認すること。

（２）天候についての情報収集にはインターネット等を活用すること。

（３）１のような悪天候が、予報として出されている場合は、利用者の安全を第一とし、事前にその対応を考え、備えること。

３ 悪天候による事業の中止及び延期

（１）以下については、森町健康こども課の指示に従うこと

① 開館時間中の利用者の帰宅指示。

② 開館・閉館時間の変更。

（２）上記（１）の指示がない場合でも、以下については児童館で判断し、責任を持つこと。

① 利用者、特に児童の帰宅に対する安全の確保、保護者との必要に応じた連携。（雷雨等状況に応じては帰宅させず留まらせる。）

② 月間事業計画記載の事業の中止又は延期。

③ 事業の事前中止における、参加予定者及び指導者・ボランティアへの周知。

４ 事前の対応及び事後処理

（１）悪天候が予報で出されている場合は、事前に児童館周辺を片づける等して整備しておくこと。

（２）天候回復後（天候回復が閉館後の場合は翌日）は児童館の現状について確認し、状況を森町健康こども課へ報告すること。

① 建物及び周辺の目視で確認できる損壊（ガラス・物品を含む)。

② 雨漏り、浸水（痕跡を含む)。

（３）以下に留意しながら、児童館の原状復帰のための障害物の排除、清掃、除雪を行うこと。また、近隣への配慮、利用者の安全の確保も考慮し、周辺の状況に応じて同様の対応を行うこと。

① 利用者及び周辺住民の通行の確保。

② 防災上の避難路の復旧。

③ 積雪の落下の防止

５ 警報発令時の対応

（１）特別警報・警報発令の場合

町内に大雨・洪水・暴風等、特別警報・警報のいずれか１つでも発令されている場合は、危険が伴うため「臨時休館」とする。なお、判断基準は次のとおり。

① 開館時間（午前９時）の時点で警報が発令されている場合は、「臨時休館」とする。

② 臨時休館中に警報が解除された場合は、安全が確認され次第「開館」とする。ただし、午後４時の時点で解除されていなければ、その日は「臨時休館」とする。

③ 開館中に警報が発令された場合は、発令された時点で「臨時休館」とする。

・未就学児とその保護者は、ただちに帰宅。

・小・中学生は、原則として保護者に連絡し迎えにきていただく。

・高校生は各自で帰宅。（天候の様子により、危険と判断した場合には、保護者に連絡し迎えにきていただく。）

第６章　不審者への対応

１　日常の安全確保

（１）職員の意識の向上

①　個人個人が「いつでも起こりうる」という意識を常に持つ。

②　安全管理に対する打ち合わせを実施し、共通理解をもち、館内の体制整備を行う。

③　館内を見回る習慣をつける。

（２）準備・訓練

①　さすまたなどの護身用具を用い、使い方を研修する。

②　定期的な防犯訓練を実施する。

③　警察・学校との連携を図り、地域の情報を可能な限り収集する。

（３）町民・利用者との相互理解

①　森町保健福祉センターは複合施設のため、他施設への利用者もあるので、建物内への立ち入り者には十分注意し、他施設への利用者であっても笑顔で声を掛ける。

②　利用者に対して身分をはっきりさせるため、職員は名札をつける。

③　利用者には職員が声を掛け、来館者受付名簿の記入を促す。

２　不審者の侵入に対して

（１）利用者に危害を加えるかどうかがまだ不明な場合

①　必ず複数の職員で対応する（１人勤務の場合は他施設職員に応援を求める）。

②　利用者から離れたところで丁寧に話しかけ、退館を促す。

③　居座ったときは、興奮させないように、警察への通報をほのめかす。

④　出て行った場合は、森町社会福祉協議会及び森町健康こども課に連絡した上で、学校・警察にも連絡する。

⑤　不審者が付近に潜伏している可能性もあるので、場合によっては、児童を帰さずに、保護者へ連絡して引き取ってもらうことを検討する。

（２）暴れだした、あるいは危害目的で侵入してきた場合

①　袋井警察署森分庁舎（電話 0538-85-0110）に通報する。

②　利用者の安全確保を第一とし、不審者との間に入り利用者の避難を促し、また、他の部屋の者にも外への避難を呼びかける。

③　警察官到着までの間、護身用具などを用いて避難のための時間を確保

する。

④　不審者が逃げ出した場合は、深追いしない。

⑤　警察官の到着後はその指示に従い、避難する。利用者及び職員の安全が確保されたら、森町社会福祉協議会及び森町健康こども課に緊急事態の通報をする。

3　不審者に対する役割分担

（1）通報

館内→袋井警察署森分庁舎（電話 0538-85-0110）→森町社会福祉協議会及び森町健康こども課（併せて森町保健福祉センター内他施設）

（2）児童誘導

①　必ず不審者と利用者の間に立ち、複数の職員がいれば、分散して逃げるようにする。

②　職員は児童を先導し、速やかに館外へ逃げる。

（3）排除

取り押えるのが目的ではなく、利用者から遠ざけ、時間を稼ぐことを目的とする。

4　近隣で不審者の出没情報が出たとき

（1）前日の閉館後に不審者が出て、翌日に情報を受けたとき

①　近隣の学校に連絡をとり、学校での保護者への周知や対応の仕方を聞く。

②　利用者に対しては、帰宅時の安全に配慮するようにする。

（2）開館中に情報を受けたとき

①　乳幼児の活動中は、保護者にも情報を伝える。

②　近隣の学校へ連絡を入れて、学校側の対応を確認する。

③　利用者の安全を第一とし、情報を収集し、場合によっては利用者を館外へ出さないようにする。

④　利用者の帰宅時の安全に充分配慮する。

第７章　その他

1　防犯対策（不審火）

（1）施設周辺を常に整理整頓し、周辺に燃えやすいものを放置しない。

（2）木材を館外（ベランダ）に置く場合は、不燃性のシート等で覆う。

（3）閉館時に館外（ベランダ）に不用物がないか確認する。

（4）こどもの手の届く場所にマッチ等を置かない。

２　防犯対策（盗難）

（１）事務室内に（公私に限らず）貴重品を放置しない。

（２）ロッカー（金庫）には必ず鍵を掛ける。

（３）利用者には、持ち物の管理を促し、特に児童に対しては使用しないものは職員に預けるように指導する。

（４）現金や備品の盗難に対しては、（夜間侵入も含み）警察に届け出るかどうかを森町社会福祉協議会及び森町健康こども課と相談する。

（５）児童のゲーム類の紛失は、状況からみて盗難と疑われるケースも多いので、職員で相談し慎重に対応する。

３　アレルギー対策

（１）定義

食育事業等、飲食をともなう事業が日常的にある中、年々増加する児童の食物アレルギーへの対策も不可欠である。しかし、アレルギー反応を起こすとされる食材及び成分は数限りなく多く、市販の食材の成分表記が完璧ではないことや、突然反応が出ることもありうる。

したがって、完全に防止することができないと考えられ、以下は防止への努力、（アナフィラキシーショックなどのアレルギー反応への）迅速な発見・対応について明記する。

（２）事前対策

①　乳幼児（幼児グループも含む）を対象とした事業は、保護者が同伴しているので、乳幼児が口にするものについては、充分注意するように保護者に呼びかける。

②　申し込みを必要とするおやつ作り等の料理の行事は、保護者からの使用する食材の問い合わせには、できるだけ丁寧に対応する。また、講師及びボランティアがメニューを考える場合も、事前に連携し対応できるようにする。

（３）発生時の対応

静岡県が示している「学校におけるアレルギー疾患対応参考資料」を参考に、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに従い、適切かつ迅速に行う。

４　衛生管理・感染症対策

（１）平常時からの予防対策

①　感染症の予防や健康維持のため、来館時の手指消毒を励行する。

②　施設・設備の清掃や整理整頓を徹底する。

③　採光、換気等保健衛生に十分に配慮する。

④　行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を

予防する。

⑤　職員は自らの体調を管理すると共に入館者の体調を観察し、体調不良や症状がある場合は、帰宅できるよう手配する。

（２）感染症拡大時の予防対策

（新型コロナウイルス、インフルエンザ、プール熱（アデノウイルス）、おたふくかぜ、風疹、溶連菌感染症等の咳、くしゃみなどにより細かい唾液や気道分泌物に包まれて空気中に放出され曝露されて感染する感染症。）

①　発生状況について情報を収集し、利用者（保護者）に注意喚起をする。

②　入館時、入口での検温・手指消毒を実施する。

③　手洗い、うがい、手指消毒をこまめに行う。

④　集団感染を予防するため、換気を行い、密集・密接・密閉の「３密」を回避する。

⑤　場面に応じたマスクの着用、咳エチケットを実施する。

⑥　手で触れることの多い場所や物品を消毒する。

（３）腸管感染症発生時の二次感染予防

（細菌性赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌（O157）、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）等の病原体が人の口から入り、腸内で増えて下痢や腹痛を起こす感染症）

①　下痢や嘔吐、腹痛の症状があるときは利用を控えてもらう。

②　手指を介した接触感染の経路を遮断するため石鹸を用いた正しい手洗いを利用者全員に徹底する。手洗い後はペーパータオルでしっかり水分を拭き取る。

③　排便後は、手で直接他のところに触れないようすぐに手を洗う。手洗い後はペーパータオルでしっかり水分を拭き取る。

④　汚染した手指が触れる機会の多い、トイレの便座及びその蓋、水洗レバー、ドアノブ、水道の蛇口、手すり、遊具などを消毒する。

⑤　嘔吐物による塵埃感染を防ぐため適切に片づける。

（４）ノロウイルスなど感染症の疑いのある嘔吐物の片づけ方

①　準備するもの

・使い捨てマスク

・使い捨て手袋

・消毒剤（塩素系漂白剤を 50 から 100 倍に薄めたもの）

・大きめのビニール袋（廃棄用）

・雑巾（古い布、ペーパータオルなども可）

②　消毒剤を作る。

③　使い捨てのマスクや手袋を隙間がないよう身につける。

④　嘔吐物を拭き取る。

・嘔吐物の上に消毒液を浸した雑巾をかぶせて、周りから中心に静かにつまむように拭き取る。

・嘔吐物が見えなくなったら、消毒液を浸した別の雑巾でウイルスが飛び散らないよう再度そっと拭く。

⑤　水拭きをする。

・消毒液で拭いた後を別の雑巾で水拭きする。

⑥　上記④⑤で使用した雑巾及びマスクと手袋を消毒液を入れた廃棄用のビニール袋に入れ、隙間がないようしっかり縛り早めに廃棄する。

⑦　せっけんを使ってしっかり手を洗う。

⑧　換気する。

（５）感染症発生（疑い）時の対応

①　必要に応じ森町健康こども課（指示により保健所等）に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

②　町・保健所との連携のもと、対応方針を定める。

③　感染防止のため臨時休館にしなければならないと判断する場合は、森町健康こども課に相談する。臨時休館を実施する場合は、学校等関係機関に連絡する。